

証券税制改革の課題と今後の展望

山 田 直 夫

はじめに

日本証券経済研究所、主任研究員の山田と申します。どうぞよろしく願います。

本日は、「証券税制改革の課題と今後の展望」というタイトルで、我が国の証券税制改革の動向、またその改革の影響、さらに残された課題や今後の展望についてお話しさせていただきたいと思います。

資料2ページ(文末添付資料参照)は報告の構成

です。まず、「証券税制改革の動向」について御説明いたします。最近における証券税制改革の流れの源流は二〇〇〇年代前半にあると思われますので、ここでは二〇〇〇年代前半から直近までの証券税制改革の内容につきまして、どうしてそのような改正がなされたのかという点にも留意しながら御紹介していきます。

具体的には、上場株式等に対する軽減税率、四月三〇日に愛称がNISAに決まった、日本版ISA、さらに金融所得課税の一体化について取り上げたいと思います。

次は「改革の影響」です。ここでは、伝統的な租税論の考え方やデータを用いた実証研究などの学術的な成果をもとにして、最近における証券税制改革の影響について考えてみたいと思います。具体的には、上場株式等に対する軽減税率の廃止の影響、そして金融所得課税一体化の影響について見ていきたいと考えております。

最後に「残された課題と今後の展望」ということで、証券税制改革の残された課題は何か、今後どのようなことが改革の論点になっていくのかという点について、お話をさせていただきたいと思います。

一、証券税制改革の動向

それでは、早速「証券税制改革の動向」に入らせていただきます。

既に申し上げましたが、最近における証券税制改革の動向は、次のように大きく三つに分けることができます（資料4ページ）。一つは、上場株式等に対する軽減税率の廃止、二つ目が日本版ISA（NISA）の導入。この日本版ISAにつきましては、よく知られていることではありますが、イギリスのISA（Individual Savings Account）と呼ばれる制度を参考にしてつくられた制度であります。三つ目が、金融所得課税の一体化の拡充。つまり金融商品間での税率の統一と損益通算の範囲拡大についてであります。

ここでは、改革の目的や、その改革の背景などに留意しながら、これら三つの動向について詳しく見ていきたいと思います。

(1) 上場株式等に対する軽減税率の廃止

(平成一五年度税制改正前)

改革の源流が二〇〇〇年代前半にあると申し上げましたが、このスライド(資料5ページ)で、まず平成一五年度(二〇〇三年度)の税制改正前の証券税制について御説明したいと思います。

まず、上場株式等の譲渡益について、平成一五年度の改正前は源泉分離課税と申告分離課税の選択制になっておりました。源泉分離課税は売値の五・二五%をみなし譲渡益として、それに対して二〇%の課税ということで、結局、売値の一・〇五%に対する課税という制度になっておりました。申告分離課税につきましては、譲渡益に対して、国税の所得税が二〇%、地方税の住民税が六%の、合わせて二六%の課税であります。

もともと、この税制は平成一一年度の税制改正で平成一三年四月一日から申告分離課税に一本化

される予定でありました。しかしながら、平成一三年度税制改正で二年延長されることになって、平成一五年四月一日から申告分離課税に一本化されることになりました。さらに、平成一三年一月にまた改正がありまして、結局、平成一五年一月から申告分離課税に一本化して、さらに税率を二六%ではなく、所得税一五%、住民税五%、合わせて二〇%に引き下げるようになりました。

なお、平成一四年度税制改正で平成一五年一月より申告不要の特例の創設が決まりました。つまり、特定口座の導入が決まったということでもあります。

上場株式等の譲渡益に関しましては、このような税制であります。

続いて、上場株式等の配当について御説明いたします。上場株式等の配当(大口以外)については、原則、総合課税であります。配当に関しまし

ては、種類によつては三五%の源泉分離選択課税や、申告不要制度を選択することができましたので、このように原則総合課税という表現になつております。

続いて、公募株式投資信託の収益分配金です。

これは、利子と同様に二〇%の源泉分離課税、所得税一五%、住民税五%の源泉分離課税であります。そして、償還（解約）損の通算はできないという税制であります。

（平成一五年度税制改正）

これを踏まえまして、軽減税率の変遷について見ていきたいと思ひます（資料6ページ）。軽減税率は、平成一五年度の税制改正により導入されました。財務省の「平成一五年度税制改正の概要」という資料を見ますと、貯蓄から投資への改革に資する金融証券税制の軽減、簡素化というこ

とが掲げられておりまして、具体的にはここにありますように上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、二〇%の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）を導入する。

さらに、上記について、今後五年間、一〇%の優遇税率を適用するという改正が行われました。特に優遇税率の適用については、貯蓄から投資への対応を一層明確化するためとされております。結局、この改正によりまして、平成二〇年あるいは平成二〇年度より二〇%の本則税率に戻ることになりました。

したがいまして、少し戻りますと（資料5ページ）、上場株式等の譲渡益に関しましては、平成一五年一月から申告分離課税あるいは申告不要制度になり、軽減税率の適用期間が平成一五年一月から平成一九年末までということになりました。

上場株式等の配当に関しては、平成一五年四月から申告不要制度が導入され、総合課税か申告不要制度の利用ということになりました。一〇%の軽減税率も、平成一五年四月から平成二〇年三月末までであります。

公募株式投資信託につきましては、軽減税率の適用期間が、平成十六年一月から平成二〇年三月末までということで、結局、公募株式投資信託の収益分配金というのは、上場株式の配当と同じ扱いになったと言えます。

(平成一六年度税制改正)

続いて、平成一六年度の税制改正です(資料6ページ)。
公募株式投資信託の譲渡益に対して一〇%の優遇税率が、平成一六年一月から適用されることになりました。軽減税率の変遷ということで、ここでは税率のことしか記載しておりません

が、そのほかにも改正が行われてまして、結局、公募株式投資信託の譲渡益は上場株式等の譲渡益と同じような扱いになったと言えます。

括弧にあります、平成一六年度税制改正では、非上場株式の譲渡益に対する税率を二〇%に引き下げるといふ改革も行われております。それまでは二六%の申告分離課税でありましたが、税率が二六%から二〇%に引き下げられたということとであります。

(平成一九年度税制改正)

この軽減税率は時限的な措置でありますので、その適用期限が迫ってきたということで、平成一九年度税制改正において上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の特例の適用期限を一年延長するという措置がとられました(資料7ページ)。したがって、平成二一年あるいは平成二二年度

より本則税率に戻ることになりました。改正の目的は、やはり貯蓄から投資に資するためと言われているとおりです。

(平成二〇年度税制改正)

平成二〇年度になりました、また軽減税率の適用期限が迫ってきたということで、改革が行われます。どのような改革が行われたかと申しますと、資料7ページにありますように、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率を平成二〇年末をもって廃止するという措置です。そして特例措置として、平成二十一年及び平成二十二年の二年間については、五〇〇万円以下の譲渡益及び一〇〇万円以下の配当について、一〇%の税率を適用することが決まりました。

財務省の「平成二〇年度税制改正の概要」という資料によりますと、軽減税率の廃止は金融所得

の一体化に向けた対応ということで、特例措置に關しましては、円滑に新制度へ移行する観点からの措置だとされております。ただし、制度が複雑になることもありまして、余り評判はよくないようでした。また、平成二〇年末をもって軽減税率を廃止すること、譲渡益と配当に關する軽減税率の適用期限がそろうことになりました。

(平成二十一年度税制改正)

平成二十一年度では次のような改革が行われております(資料8ページ)。

上場株式等の配当・譲渡益について、一〇%の軽減税率を三年間延長するというものであります。平成二〇年末で一旦切れて、そこから三年間延長ということです、平成二十一年、二十二年、二十三年と延長されまして、本則税率になるのが平成二十四年になりました。したがって、平

成二〇年度の内容は、実際に実施されることはありませんでした。

(平成二三年度税制改正)

平成二三年度税制改正では、また軽減税率の適用期限が近づいてきたこともあり、上場株式等の配当・譲渡益について、一〇%の軽減税率を、今度は二年間延長するという措置がとられました。

税制改正大綱を見ますと、その理由としましては、景気回復に万全を期すためとされております。

(平成二五年度税制改正)

平成二五年度の税制改正では、改めて上場株式等の配当・譲渡益に係る一〇%の軽減税率は平成二五年一二月三十一日をもって廃止ということ而言っており、結局、平成二六年より本則税率に戻

るということになりました。

以上が、軽減税率の変遷ということになります。平成一五年度税制改正から平成二五年度の税制改正まで、追ってきました。簡単にまとめますと、たび重なる延長が行われてきたということと、平成二六年より本則に戻ることでもあります。

(2) 日本版ISA(NISA)の導入

続きまして、二つ目の流れであります日本版ISAについて御説明いたします。まず、先ほども申し上げましたが、イギリスの制度を参考にしていますので、イギリスの証券税制について簡単に御紹介したいと思います。

(イギリスの証券税制)

イギリスは総合課税の国でありまして、所得税

に関しましては税率は三段階で課税しております（資料9ページ）。具体的には、二〇一三年一月現在では、二〇％、四〇％、五〇％の三段階です。利子、配当、株式譲渡益は段階的課税となっております。

利子課税に関しましては、段階的課税ということで、四段階の税率が設定されておまして、一〇％、二〇％、四〇％、五〇％であります。他の所得との兼ね合いで税率が決まってくるので、利子が幾らだから何％の税率が適用されるということはありません。

配当に関しましては、やはり段階的な課税ということで、一〇％、三二・五％、四二・五％の三段階で課税しております。

株式の譲渡益に関しましては、一八％と二八％の二段階で課税されております。利子や配当と比べると最初の段階の税率が少し高いですが、所得

税の最低税率よりは低くなっております。

続いて非課税制度について簡単に御説明いたします（資料10ページ）。

非課税制度に関しましては、PEPと呼ばれる制度と、TESSAと呼ばれる制度があります。

まず、PEPのほうですが、一九八七年に導入されております。PEP (Personal Equity Plan)、日本語では個人持株計画と言われております。どのような制度かを簡単に申し上げますと、一八歳以上の居住者が年間一定額を限度としてイギリス企業が発行する株式等を購入した場合の譲渡益と配当からの株式への再投資分について非課税となる制度であります。

一方のTESSAは、一九九一年に導入されております。Tax-Exempt Special Savings Accountで、日本語では免税特別少額貯蓄口座

とされており。一八歳以上の居住者が銀行等の特別の口座に預け入れをすると受け取り利子について非課税になるという制度で、もちろん、限度額があるほか、五年間据え置くといった制約があります。

これらの制度は、資産形成に一定の成果を上げたという評価がされておりますが、一方で使い勝手の悪さが指摘されることもありました。さらに、低所得者の貯蓄の習慣であったり、長期貯蓄を奨励する必要があったことから、PEPとTESSAを発展させる形でISSA (Individual Savings Account)、個人貯蓄口座が一九九九年四月に創設されております。

イギリスのISSAは時限的な措置でありましたが、後に恒久化されております。ISSA自体もいろいろな制度変更が行われておりますが、現在は株式型と預金型のISSAがあります。

預金型のISSAは、一六歳以上の居住者を対象としております。株式型のISSAは一八歳以上の居住者を対象としております。株式型のISSAに關しましては、株式、債券、投資信託、保険が対象となっております。これらの口座から生じた利子、配当、譲渡益が非課税になるという制度で、日本版のISSAと異なる点としては、引き出さなければ買いかえが可能であるということが挙げられると思います。ちなみに、年間の拠出額は二〇一二年度でISSA全体で一万一二八〇ポンド。日本円にすると一六〇万円ぐらいになると思います。預金型に關しては、半分の五六四〇ポンドであります。日本版ISSAと呼ばれますが、正確には日本版の株式型ISSAというものを日本では導入しようとしていると言えるのではないかと思います。

ISSAに關しましては、日本証券業協会が詳細

な調査が行っておりまして、報告書が出ております。タイトルは「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」(英国のISAの実態調査報告)です。二〇一二年一月に出されておりまして、現在もホームページで公開されております。そこでは英国のISAは個人の資産形成促進策として成功して評価されているとあります。

以上が、イギリスのISAの概要です。

(日本版ISAをめぐる動向)

このイギリスのISAをもとに、日本でも日本版ISAを導入しようという動きがございました、初めて登場したのが平成二一年度の税制改正であります(資料11ページ)。

上場株式等の配当・譲渡益に係る一〇%の軽減税率が廃止され、本則税率が実現する際に、少額

の上場株式等投資のための非課税措置を創設するというところで、軽減税率の廃止と入れ替わる形で導入することでした。平成二一年度の税制改正で軽減税率は延長されましたので、このときには平成二四年より導入される予定でありました。具体的なことはこの時点では余り決まっておりませんで、平成二二年度の税制改正において法制上の措置を講ずることになっておりました。

平成二二年度の税制改正では、平成二四年から実施される上場株式等に係る税率の二〇%本則税率化に合わせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するということになっております。

さらに、日本版ISAについては、平成二三年度の税制改正で言及されておりまして(資料12ページ)、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版I

S A) の導入時期を二年延長するとなっておりま
す。これは軽減税率が二年延長されたことに伴う
措置でありまして、日本版 I S A も同時に二年延
長されたということであります。

平成二五年度の税制改正では、非課税口座内の
少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の
非課税措置（日本版 I S A）の創設ということ
で、改めて平成二六年より導入されることが明記
されております。

ただ、平成二一年度、二二年度、二三年度、二
五年度と四回言及されておりますが、各税制改正
で非課税措置の内容が異なっております。さらに
申し上げますと、平成二一年度の時点で金融庁が
税制改正要望を出しまして、そこで日本版 I S A
の導入を要望として出しているのですが、その金
融庁の提案とも違う制度になっております。これ
らの違いについて御説明していきたいと思いま

す。

（日本版 I S A―平成二二年度税制改正）

これは（資料13ページ）、日本版 I S A が初め
て登場したときのイメージであります。非課税の
対象となる所得は、上場株式等の配当と譲渡益。
非課税となる投資額が、毎年、新規投資額で一〇
〇万円を上限とし、五年間で五〇〇万円となつて
おります。保有期間は最長一〇年間で、途中売却
は自由。口座開設数は、年間一人一口座。開設者
は居住者等で、二〇歳以上ということになってお
ります。

したがしまして、イメージとしましては、下の
図のようになります。年間一人一口座、毎年一〇
〇万円まで、最大五口座、五〇〇万円までの累積
が可能で、非課税期間が一〇年ということであり
ます。これが一番最初に提案された姿でありま

す。

ちなみに、平成二二年度の金融庁の税制改正要望ではどのような要望が出されていたかと申しますと、非課税の対象となる所得は配当だけで、そのかわり、非課税となる投資額が毎年一〇〇万円、口座開設期間が一〇年間ということで、最大一〇〇〇万円まで投資可能な制度を要望していました。したがって、非課税の対象となる所得は配当だけではなく譲渡益も含まれ、その点では要望を上回っていたのですが、累積投資可能な額は要望の半分だったという形になっております。

（日本版ISA―平成二二年度税制改正）

税制改正に戻りまして、平成二二年度に必要な措置を講じるということで、平成二二年度ではどのような形になったかと申しますと、このような形になりました（資料14ページ）。

非課税対象は非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡益。非課税投資額は、口座開設年に新規投資額で一〇〇万円を上限として、未使用枠は翌年以降繰越不可。非課税投資総額は最大三〇〇万円で、年間一〇〇万円×三年間であります。保有期間は最長一〇年間、途中売却は自由。ただし、売却部分の枠は再利用不可となっております。口座開設数は、年間一人一口座。毎年異なる金融機関に口座開設が可能ということであります。開設者は居住者等で、その年一月一日において満二〇歳以上である者。導入時期は、平成二四年から実施される上場株式等の二〇％本則税率化に合わせて導入。口座開設期間は平成二四年から平成二六年までの三年間ということで、平成二二年度の税制改正のイメージと比較しますと、口座開設期間が短くなっております。

（日本版ISA―平成二三年度税制改正）

平成二三年度ではどうなったかと申しますと（資料15ページ）、軽減税率が延長されましたので、それに合わせて日本版ISAの導入も延長するというところで、制度自体は平成二二年度のときと変わってはおりません。ただ、口座開設期間が平成二四年からではなく平成二六年からの三年間になっております。そこが平成二二年度の税制改正と違うところであります。

（日本版ISA―平成二五年度税制改正）

平成二五年度税制改正の内容です（資料16ページ）。まず、財務省と金融庁の資料をもとに概要を表にまとめました。非課税対象は、非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡益。非課税投資額が、毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計で一〇〇万円を上限、未使

用枠は翌年以降繰越不可ということになります。

非課税投資総額が最大五〇〇万円、一〇〇万円×五年間ということであります。保有期間は前の提案と違っておりまして、最長五年であります。途中売却は自由、ただし売却部分の枠は再利用不可となっております。口座開設数は一人一口座。開設者は、二〇歳以上の居住者等。口座開設期間が前の提案よりは延びまして一〇年間、平成二六年から平成三五年となっております。

図で御説明いたしますと、資料17ページようになります。非課税期間は五年間、口座開設可能期間は平成二六年から平成三五年までの一〇年間。ある年における非課税投資総額は、最大五〇〇万円。年一〇〇万円の五年分ということで、最大五〇〇万円となります。五年ということで短くなっておりますが、ずっと預けていて五年間経ったときに、五年後は課税口座、つまり特定口座または

一般口座に移すか、翌年の非課税口座を利用して非課税保有を続けることができる。ロールオーバーと呼ばれるが、そのような措置が可能です。

平成二三年度の内容と比較しますと、保有期間あるいは非課税期間と呼ばれる期間は短縮されましたが、口座開設期間は延長されましたので、非課税投資総額の最大額は増加しているということになります。

以上が、日本版ISAをめぐる動向になります。日本版ISAに関しまして、最終的な形はこういう形ですが、提案の段階や税制改正の段階でいろいろ手を加えられてきていることがわかります。

(3) 金融所得課税の一体化の拡充

(背景—二元的所得税)

最後に、三つ目の流れである金融所得課税の一体化について御説明したいと思います。

金融所得課税の一体化というのは、既によく知られていることではありますが、北欧諸国で導入されている二元的所得税と呼ばれるものが理論的な基礎になっております。二元的所得税は、その名のとおり所得を勤労所得と資産所得の二つに分けます。勤労所得に対しては累進課税をして、資産所得に対しては低い税率で比例課税をする、一定の税率を掛けるというものです。資産間での損益通算は可能ということで、金融資産に対して一定の税率を掛けて、損益通算の範囲を拡大するということと、日本の金融所得課税の一元化の理論的な基礎になっていることとあります。

二元的所得税に関しましては、二〇〇〇年代の

早い段階で議論が行われておりまして、二〇〇二年には金融庁から報告書が出ておりますし、二〇〇四年には経済産業省、金融庁もほかの報告書を出しておりますし、政府の税制調査会でも報告書が出ております。当研究所でも、二〇〇四年に『二元的所得税の論点と課題』というタイトルで証券税制研究会が研究成果を報告書として出版しております。

金融所得課税の一体化については、税率の統一と損益通算の範囲の拡大という二つの側面があります。税率にしましては、軽減税率のところで既にお話ししておりますので、ここでは損益通算についてお話ししていきたいと思います。

(損益通算の範囲拡大)

損益通算にしましては、平成一三年一月の改正で、上場株式の譲渡損失の繰り越しを認める

という措置がとられております。それに加えて、平成一五年度の税制改正では、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等の譲渡益との通算を可能とするという措置がとられております（資料18ページ）。

さらに、平成一六年度の税制改正では、公募株式投資信託の譲渡損失を繰越控除制度の対象に追加するという事で、損益通算の範囲が広がっております。

さらに、平成二〇年度の税制改正では、平成二一年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入するという事で、平成二一年は確定申告による対応、平成二二年からは源泉徴収口座内における損益通算が可能になっております。税制改正大綱を読みますと、個人投資家の株式投資リスクを軽減するためと指摘されております。

直近の平成二五年度の税制改正では、平成二八年より公社債等の利子及び譲渡損失と上場株式等に係る所得等の損益通算を可能とするという改革が行われております。

資料19ページは、平成二五年度税制改正の内容を図であらわしたものです。一番左の預貯金の利子は二〇%の源泉分離課税で、損益通算の範囲には入っておりません。その隣の公社債等の譲渡益は、現行では非課税ですが、平成二五年度の改正案では二〇%の税率が課されることになります。

隣の公社債等の利子も、現行二〇%ですが、それはそのままです。課税の方法は変わりますが、税率としては二〇%のままです。現行では、上場株式の配当と譲渡益が損益通算可能ですが、これを広げて公社債等の利子と公社債等の譲渡益も含めるということであります。したがって、左側の預貯金の利子と、右側の非上場株式の譲渡益

に関しては、まだ損益通算の範囲の対象外ということでもあります。

以上が、金融所得課税の一体化をめぐる動向であります。

二、改革の影響

続いて、こういった改革について、どのような影響があったのか、学術的な研究成果をもとに考えていきたいと思います。

（軽減税率の影響に関する学術的研究）

まず、軽減税率の影響ということで、私が二〇〇七年に「近年の利子・配当課税の実効税率について」というものを『証券レビュー』という雑誌に書いております（資料21ページ）。

どういことを書いたかと申しますと、利子と

配当について、実効税率、つまり異なった税制が適用される所得ごとにその限界税率を求めて、それを所得のシェアによって平均したもの。例えば、利子といっても数は少ないのですが総合課税されるものもありますし、普通に源泉分離課税されるものもあります。高齢者を対象としたマル優とか、現在は障害者の方を対象としたマル優がありますし、財形貯蓄のような非課税制度があります。したがって、同じ利子といっても異なる税制が適用されるものがありますので、それらを全部平均して、一体、利子一円にどれぐらいの税金がかかるのか。配当に関しまして、総合課税が原則ですが、源泉分離課税をされたり、源泉徴収のみで終わったり、いろいろな税制がありますので、それらを全部まとめて配当一円に対してどれぐらいの税金がかかるのかを、二〇〇一年から二〇〇五年までの五年間について計測しました。

その結果の概要を申し上げますと、平成一五年度の改正によって、その前後で、配当に対する実効税率が低下していることが確認できました。当然といえば当然ですが、配当に関する軽減税率の影響というのが実際のデータを使って計算しても確認することができたということです。

そのほかに、もっと精緻な研究が行われております。例えば、ここに挙げました井上・上條（二〇一二）では（資料22ページ）、家計調査のデータを使ってフローベース、家計がどれだけ金融資産を購入したのかというデータを使って計量経済学的に金融資産需要関数を推定して、それを使ったシミュレーションを行うという研究を行っております。その簡単な結果を申し上げますと、上場株式等に対する軽減税率の廃止は、預貯金のシェアを増加させる。ただ、その影響は小さいという結論を得ています。

そのほかには、北九州市立大学の林田先生、東

洋大学の犬野先生、二人が行った研究がござい
す（資料23ページ）。これは平成一四年三月から
平成一五年一二月までの「家計調査」の月次の個
票データを使っています。私が計算したものや、
井上・上條（二〇一二）の研究は集計データを
使っているのですが、林田、犬野両先生の研究は
個票データを使った分析をしております、平成
一五年の税制改正の影響を調べております。

この期間、家計は、株式や株式投資信託の残高
を増大させているのですが、計量経済学的な分析
によって、その家計の資産の増加の理由は税制で
ほとんど説明できるという結論を得ております。
そこから、新しい証券税制は、株式や株式投資信
託の残高の増大に大きな影響を与えたとしていま
す。

軽減税率に関しての学術的な研究は、このよう

なものがございます。

（一体化の影響に関する学術的研究）

続きまして、一体化の影響であります。伝統的
な租税論では、租税原則と呼ばれるものがござい
ます。税制が満たすべき性質のことで、具体的に
は効率あるいは中立、公平、簡素の三つのことで
あります。その三つの観点から、金融所得課税の
一体化の影響を考えてみたいと思います。

金融所得課税の一体化が実現しますと、金融商
品間での税制の差異がなくなりますので、効率
性、公平性が改善されます。効率性というのは税
制が個人の選択に影響を与えないほうがよいとい
う考え方です。金融商品間での税制の差異がなけ
れば、税制を理由に個人が投資行動を変えること
がなくなるので、効率性が改善されるということ
ができます。

また、公平性の観点ですが、金融商品から同額の所得を得たとしても、どの金融商品からその所得を得たのかということによって、税制が異なると税負担が異なってしまうということがありました。それは金融商品からの所得を基準にすると不公平だと言えます。金融所得課税の一体化が進めば金融商品間での税制の差異がなくなりますので、どの金融商品から所得を得ても同額であれば、税負担は変わらないということになります。その意味で公平性が改善されたということになります。

さらに、金融商品間で税制が異なっていてわかりにくい、パッチワークのような税制だとよく言われておりますが、金融商品間での税制の差異がなくなれば、わかりやすくして簡素な税制になります。租税原則、つまり効率、公平、簡素という点で改善が見られるということです。

さらに、一体化の影響としては、損益通算の範囲が拡大しますので、個人の税負担が軽減されるということが考えられます。これに関する研究としては、大和総研の是枝さんがレポートを書いていらっしゃいます。現状のように、損益通算の範囲が限られている場合に個人の税負担はどうなるかを計算しております。そして損益通算の範囲が限られていることによって、個人は高い税金を払わなければならないということを明らかにしております。

三、残された課題と今後の展望

最後に、「残された課題と今後の展望」です。証券税制改革が行われてきておりますが、残された課題、今後の論点は何かということをお話したいと思います。

(軽減税率)

まず、軽減税率です(資料26ページ)。軽減税率は既に廃止されてしまっておりしますので、これは私のような研究者にとつての課題ということになります。軽減税率が家計の金融資産選択に与えた影響についての実証研究はまだ少ないです。研究者としてはこれを蓄積していかなければいけないということであります。

また、定性的な分析、証券税制が家計の金融資産選択に影響があるかどうかということに関しては、影響があるということと一致した結果が得られていると言えますが、その影響が大きい小さいかという定量的な分析に関しては、確定的な結果は得られておりません。その点について特に実証研究をより進めていく必要があると思います。

軽減税率のところでもう一つ課題があります(資料27ページ)。軽減税率を廃止することによつ

て所得税が上がりますので、法人税と所得税の二重課税の影響が拡大することが考えられます。企業が何か利益を得て、そこに法人税がかかって、その法人税がかかった後に株主に配当して、その株主が配当を得た段階で、さらに所得税がかかるという二重課税の問題であります。

なお、法人税は、理論的には企業の資金調達行動や投資行動に影響があると言われております。

つまり、企業が負債で資金を調達した場合は、負債の利子は法人税の課税ベースから費用として控除されますので、法人税はかからない。それに対して、株式で調達した場合は、先ほど申し上げましたように、法人税がかかって、さらに配当のところで所得税がかかるということで、企業にとつては負債で資金を調達するのが有利になるということです。資金調達行動に影響が出てきます。投資行動についても、影響が出てくるのがわかつて

おります。

経済がグローバル化しておりますして、企業行動への影響が注目されておりますので、企業段階でこの問題を何とか解消することを考えなければいけないと思っております。理論的には、解消できる税制というのが提案されております。それは、ACEと呼ばれる税制です。簡単に申し上げますと、負債の利子が控除されるのと同様に、株式についてもみなしで負債の利子に相当するものを計算してあげて、それを課税ベースから控除してあげるといいう制度で、それで株式のところで法人税がかからないようにするという税制が提案されております。

これは、提案されているだけではなく、ベルギーなどで実際に導入されている制度ですので、ベルギーに調査に行ってきました。今後とも、そういう二重課税の問題あるいは企業行動に対し

て中立的な税制というものを考えていく必要があると考えております。

(日本版ISA)

日本版ISAの課題です(資料28ページ)。日本版ISAに関しては、幾つか意識調査が行われております。日本証券業協会が「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書」を二〇一二年一月に発表しております。その中で、日本版ISAの名称の認知度を聞いているのですが、それが一六・七%である。内訳ですが「内容まで知っている」という人が一・二%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」という人もあわせて一六・七%ということ、知らないと答えた人が八三・一%であります。この詳細は、日本証券業協会のホームページにも公表されております。調査した時点は二〇一二年夏ですが、この時点では認

知度が高くないと言えます。

もう一つ意識調査が行われております。野村総合研究所が行ったもので、「新投資優遇制度に関する意識調査」です。二〇一三年二月に行われております。この意識調査において「ISAについて聞いたことがあり、内容も知っている」と答えた人は五%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた人が一八%で、聞いたことがあるという人、認知度ということでは一八%と五%を足した二三%となります。

いずれにしても、意識調査を見ますと、認知度が余り高くないと言えます。愛称がNISAに決まりましたので、今後、変わってくることを考えられますが、課題として認知度を上げていく必要があるのではないかとこの時点では言えると思います。

日本版ISAの課題、論点ですが（資料29ページ）

①、その一つとしては、マイナンバーの利用と
いうのがあります。マイナンバー法案は成立の見
通しになっておりますが、マイナンバーを利用す
れば、毎年異なる金融機関に口座開設ができる可
能性があります。平成二五年度の提案では、確認
書類の関係で毎年異なる金融機関に口座開設がで
きないような制度になっておりますので、マイナ
ンバーをどう利用していくということが論点や
課題になっていくと思われます。

もう一つは、非課税対象の拡大です。平成二五
年度の税制改正でも御紹介しましたが、譲渡益と
配当が非課税の対象ということで、公社債は入っ
ておりません。ただ、金融所得課税の一体化の中
に公社債が含まれてきますので、それに合わせて
日本版ISAに関しましても非課税対象に公社債
が含まれる可能性があります。

三点目としましては、制度の恒久化でありま

す。イギリスでは、ISAは、最初、時限的な措置でしたが、後に恒久化されております。日本でも、一〇年の時限的な措置であります。金融庁は、平成二五年度の税制改正要望で恒久化の要望を出しておりますので、今後、この制度を恒久化していくのかどうかというのが一つの論点になると考えられます。

ちなみに、平成二四年七月三一日に政府が日本再生戦略を閣議決定しております、これで二〇二〇年までの目標として日本版ISAの投資総額を二五兆円と設定しております。この目標を達成するには、認知度を高めて、ここに挙げたような論点をクリアして、使い勝手のよい制度にしていく必要があると思われます。

また、これは制度の課題というより私のような研究者の課題なのですが、日本版ISAが家計の金融資産選択に及ぼす影響についての実証研究も

していく必要があるだろうと考えております。

（金融所得課税の一体化）

最後に、金融所得課税の一体化についての課題です（資料30ページ）。金融所得課税の一体化が進められておりますが、完全に実現しているわけではありません。先ほど図を使って御説明をしましたが、預貯金の利子の課税方式は二〇%の源泉分離課税のままです。非上場株式の譲渡益も、まだ損益通算の範囲には入ってきていません。特に預貯金の利子は額も大きいですし、日本の家計の金融資産は預貯金に偏在しているとよく言われておりますので、金融所得課税の一体化を進めるにおいて預貯金が入るということは、そのインパクトもかなり大きなものになると思います。

金融所得課税の一体化の影響のところでも申し上げましたとおり、一体化をすると、効率、公

平、簡素の点で改善が見られますので、テクニカルなシステムの問題とかもあると思いますが、預貯金の利子について、いつどのように一体化していくのか、議論を深めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。(拍手)

高坂常務理事 山田さん、どうもありがとうございます。証券税制改革の動向、影響、そして今後の展望などにつきまして、わかりやすく整理していただきました。

それでは、若干お時間がございますので、御質問等をお受けたいと思います。

質問者 A 資料17ページについての確認です。五年後には課税口座に移すか、翌年の非課税口座を活用して非課税保有を続けることができるという

のは、五年経っていないものについてということでしょうか。

山田 五年経ったものについてです。

質問者 A 五年経ったものについては、特定口座または一般口座に移すのですね。翌年の非課税口座を活用するというのは、それ以外のものということですね。

山田 翌年の非課税口座を活用する場合、上限が一〇〇万円ですので、五年経ったときに一〇〇万円以内であれば、それをそのまま非課税口座に移すことができます。一〇〇万円を超えてしまった場合は、一〇〇万円まではまた非課税口座に入れることができます。超える部分に関しては特定口座なり一般口座なりで課税されてしまうという制度であります。

質問者 A ということは、きっちり五年間ではないということですか。

山田 五年後に非課税期間が終了した時点です。
うことです。

質問者A その場合は、本来は特定口座とか一般口座に全部移ると認識していたのですが、ここには「翌年の非課税口座を活用して非課税保有を続けることができます」と書いてあります。こここのところが理解できないのです。

山田 非課税期間が五年経って終了して、次にどうするかということですが、もう五年経ってしまっているのです、その口座はもう使えません。その年に、例えばこの絵で言いますと平成三一年に新しい口座をつくって、そこに以前の平成三〇年までのものをまた入れることもできます。

質問者A 一回、五年経った時点で、翌年からまた再スタートができるということですか。

山田 はい、できます。

質問者A もう一つ別の質問ですが、監督官庁が

違うので、今回はISAばかりが取り上げられていますね。これは、個人版の確定拠出年金がございまして、たしか月五万一〇〇〇円、個人で拠出できず、なおかつ所得控除がありますよね。六〇歳まで換金できないというのがありますが。そこあたりとセットで貯蓄から投資へというのを誘導するという議論とか動きは全くなかったのでしょうか。

山田 例えば、中央大学の森信先生という方が、日本版IRA (Individual Retirement Account)、を導入してどうかという御議論はされておりますが、実際の税制改正の中で確定拠出年金も合わせてということは、私の知る範囲ではなかったのではないかと思います。

なお、平成二一年度の金融庁の税制改正要望で日本版ISAが出てきたと申し上げましたが、そ

のとき、同時に、高齢者に対する優遇措置も一緒に入れてほしいという要望が出ていましたが、それは実現してはいません。

質問者 A 例えば、年間六〇万円程度の、サラリーマンはだめですが、個人事業主とかそういった方ですと、確定拠出年金をしたほうが、拠出分に対して所得控除されますから、その時点で二〇%なのか三〇%なのか税が助かるわけですから、その瞬間、二割で運用できたという形になるので、四〇一kの場合は。しかも、運用益はずっと非課税ですから、制度としては、こちらと比べるとそちらのほうが税制面でも圧倒的に有利です。それが、こちらだけが取り上げられていて、十何年前に日本版四〇一kとして大々的に取り上げられたものが有利にもかかわらずこちらばかりいっているということに少し違和感があるので。

今回の税制改正の受け皿ということで、そういう意味合いが強いのだとは思いますが、証券界としては、企業型なり個人型の四〇一kを、各社、金融機関も証券会社もやっているの、全てセットで提示した方が投資家の皆さんのためになるのではないかと思うのです。また御研究をしていただきたいと思います。

山田 ありがとうございます。今後の研究課題とさせていただきます。

質問者 B 資料27ページの二重課税の調整のところで伺いたいと思います。

先ほど、ベルギーのACEの話が出ました。この制度は、一応いろいろ学術的には注目されているようですが、実際にはなかなか普及していないというのが実情だと思います。その理由は何なのか。

また、ベルギーのACEの場合、負債利子で、

国債の利子を使って損金算入額を計算していたというのですが、それであると、いわゆる株式の超過利益の部分は、やはり二重課税のままではないかと思うのですが、そこはもうやむを得ないということと理解されているのでしょうか。

山田 御質問が二つあったと思います。一つは、ACEという制度がどうして余り普及していないかということと。

負債の利子だけではなく株式の分も課税ベースから抜いてしまいますので、法人税収としては落ちてしまいます。政府としては、税収確保という目標もありますので、そういうところの兼ね合いでなかなか導入する国が少ないのではないかというところが、理由としては考えられます。

二点目です。まず株式について控除する額は、自己資本に対して、ベルギーですと一〇年国債の利率を掛けたものです。

質問者B そのやり方ですと、株式の配当・キャピタルゲインのうち損金算入した国債の利子分しか二重課税が調整できないということで、国債の利子を安全利子と考えれば、多分、超過利子の部分は二重課税でも仕方がないという考え方なのかなと思うのですが。

山田 完全に株式に関するものを控除するというのではなくて、一定のみなしでやりますので、二重課税が残る可能性はもちろんあります。

質問者B そこはもう二重課税で仕方がないということでしょうか。そこも解消しないと、本当に中立にはならないのではないかと思うのですが。

山田 企業行動に関しては、理論上は中立的になります。

質問者C 資料17ページに関して質問が二つございます。一つ目は、一〇〇万円投資しまして、思惑どおり値上がりしまして、例えば一二〇万円と

か一三〇万円になったときは、この口座の五年後のクローズ前に売却しないと、その二〇万円とか三〇万円の譲渡益は課税されるということなのでしょうか。

もう一つは、先ほどの方からも質問があったのですが、五年後に新たな非課税口座に移すことができるというのがありました。これは、例えば株とか投信、一〇〇万円とか九八万円とかあった場合、一回換金しないでそのまま口座に株とか投信のままで移せるのでしょうか。

この二点を教えていただけないでしょうか。

山田 一点目です。クローズ前に売却しない場合、一〇〇万円に関しては新しい非課税口座に移すことができますが、二〇万円に関しては新しい非課税口座に移せないのです、そこで売却すれば、特定口座、一般口座ですので課税はされます。

二点目の質問ですが、換金せずに移すことがで

きます。

高坂常務理事 ほかにどなたかいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、お時間も参りましたので、以上をもちまして本日の「証券セミナー」をお開きとさせていただきます。

改めまして、山田さん、どうもありがとうございます。
(拍手)

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)

(この講演は、平成二五年五月十五日に開催されました。)

証券税制改革の 課題と今後の展望

公益財団法人 日本証券経済研究所
主任研究員 山田 直夫

報告の構成

1. 証券税制改革の動向
2. 改革の影響
3. 残された課題と今後の展望

1. 証券税制改革の動向

3

最近における改革の動向

- 上場株式等に対する軽減税率の廃止
- 日本版ISA（NISA）の導入
- 金融所得課税の一体化の拡充
 - 金融商品間での税率の統一
 - 損益通算の範囲拡大

4

平成15年度税制改正

	15.1	16.1	20.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税(20%)	10% { 所得税:7%の源泉徴収 (申告不要) (注) 住民税:3%の課税決定	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:7%、住民税:3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税:15%、住民税:5%)
	※ 15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用			(注) 15年1～3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う
	15.4	16.1	20.4	
上場株式等の配当 (大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:10%、住民税:非課税)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:7%、住民税:3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税:15%、住民税:5%)
			(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可	
		16.1	20.4	
公募 株式投資信託	20%の源泉分離課税 (所得税:15%、住民税:5%)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税:7%、住民税:3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税:15%、住民税:5%)	
	<償還(解約)損の通算不可>		償還(解約)損と株式譲渡益との通算可	
	(注) 16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可			

(出所)財務省資料より作成

5

軽減税率の変遷(1)

税制改正	概要
平成15年度	- 上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、20%の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要制度)を導入 - 上記について、今後5年間10%の優遇税率を適用 →平成20年(度)より本則税率
平成16年度	- 公募株式投資信託の譲渡益に対して10%の優遇税率を適用(平成16年1月より) (非上場株式の譲渡益に対する税率を20%に引き下げ)

(出所)財務省資料より作成

6

軽減税率の変遷(2)

税制改正	概要
平成19年度	・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の特例の適用期限を1年延長 →平成21年(度)より本則税率
平成20年度	・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率を平成20年末をもって廃止 ・特例措置として、平成21年及び平成22年の2年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当について10%の税率を適用

(出所)財務省資料より作成

7

軽減税率の変遷(3)

税制改正	概要
平成21年度	・上場株式等の配当・譲渡益について、10%の軽減税率を3年間延長(平成20年度の内容は実施されなかった) →平成24年より本則税率
平成23年度	・上場株式等の配当・譲渡益について、10%の軽減税率を2年間延長
平成25年度	・上場株式等の配当・譲渡益に係る10%の軽減税率は、平成25年12月31日をもって廃止 →平成26年より本則税率

(出所)財務省資料より作成

8

イギリスの証券税制(1)

- 所得税(20%、40%、50%)
- 証券税制は段階的課税
 - 利子(10%、20%、40%、50%)
 - 配当(10%、32.5%、42.5%)
 - 株式譲渡益(18%、28%)

9

イギリスの証券税制(2)

- 個人持株計画
 - Personal Equity Plan; PEP
- 免税特別少額貯蓄口座
 - Tax-Exempt Special Savings Account; TESSA
- 個人貯蓄口座
 - Individual Savings Account; ISA

10

日本版ISAをめぐる動向(1)

税制改正	概要
平成21年度	・上場株式等の配当・譲渡益に係る10%の軽減税率が廃止され本則税率が実現する際に、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設 →平成24年より導入 →平成22年度改正において法制上の措置を講ずる
平成22年度	・平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入

(出所)財務省資料より作成

11

日本版ISAをめぐる動向(2)

税制改正	概要
平成23年度	・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の導入時期を2年延長 →平成26年より導入
平成25年度	・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の創設 →平成26年より導入

➤ 各税制改正で非課税措置の内容が異なっている

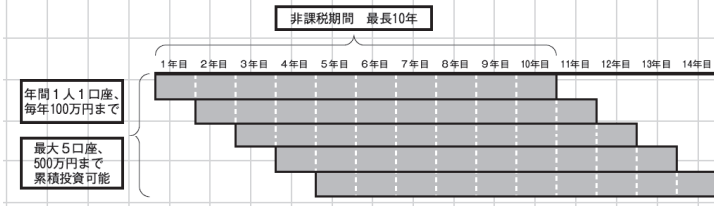
(出所)財務省資料より作成

12

日本版ISA(平成21年度税制改正)

1. 非課税の対象となる所得 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税となる投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限 ⇒ 5年間で500万円
3. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由
4. 口座開設数 : 年間1人1口座
5. 開設者 : 居住者等 (20歳以上)

《非課税措置のイメージ》



(出所)財務省資料より作成

13

日本版ISA(平成22年度税制改正)

1. 非課税対象 : 非課税口座^(注)内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 最大300万円 [100万円×3年間 [平成24年～平成26年]]
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
5. 口座開設数 : 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
6. 開設者 : 居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者)
7. 導入時期 : 平成24年から実施される上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入
8. 口座開設期間 : 平成24年から平成26年までの3年間の各年

(注) 非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいいます。

■非課税措置のイメージ



(出所)財務省資料より作成

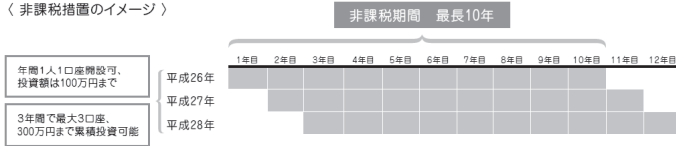
14

日本版ISA(平成23年度税制改正)

〔参考：いわゆる「日本版ISA」について〕

- 非課税対象：非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 非課税投資額：口座開設年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年に以降繰越不可）
- 非課税投資総額：最大300万円(100万円×3年間)
- 保有期間：最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
- 口座開設数：年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
- 開設者：居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
- 口座開設期間：平成26年から平成28年までの3年間の各年

＜非課税措置のイメージ＞



(出所)財務省資料より作成

15

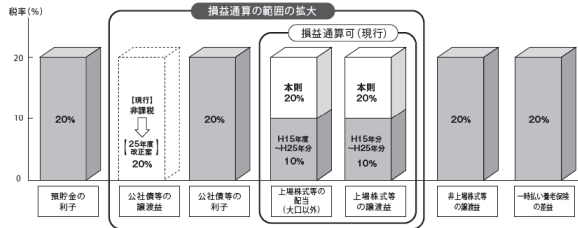
日本版ISA(平成25年度税制改正)

項目	摘要
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限(未使用枠は翌年に以降繰越不可)
非課税投資総額	最大500万円(100万円×5年間)
保有期間	最長5年間、途中売却は自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可)
口座開設数	一人一口座
開設者	20歳以上の居住者等
口座開設期間	10年間(平成26年～平成35年)

(出所)財務省及び金融庁資料より作成

16

損益通算の範囲拡大(2)



- (注) 1 上記のほか、「定期積金の給付増てん金」や「低当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされています。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%です。
 3 10%の軽減税率の特例は、平成15年度改正(平成15年分～平成19年分)で創設、平成19年度改正(～平成20年分)、平成21年度改正(～平成23年分)、平成23年度改正(～平成25年分)で、それぞれ延長され、平成25年12月31日をもって廃止されます。

※ 平成28年1月1日から適用します。

(出所)財務省資料より作成

19

2. 改革の影響

20

軽減税率の影響(1)

- 山田直夫(2007)「近年の利子・配当課税の実効税率について」、『証券レビュー』第47巻第7号、70-90頁
- 利子と配当について実効税率(異なった税制が適用される所得ごとにその限界税率を求め、それを所得のシェアによって平均したもの)を計測
- 平成15年度税制改正により、配当に対する実効税率が低下していることを示唆

21

軽減税率の影響(2)

- 井上智弘・上條良夫(2012)「金融所得税制の改正が家計の金融資産選択に与えた影響—フローベース需要関数を用いた実証分析—」、証券税制研究会編『証券税制改革の論点』、218-249頁
- フローベースの金融資産需要関数の推定とそれを用いたシミュレーション分析
- 上場株式等に対する軽減税率の廃止は、預貯金シェアを増加させるが、その影響は小さい

22

軽減税率の影響(3)

- 林田実・大野裕之(2012)「新証券税制が家計の株式投資行動に与えた影響の研究～基幹統計『家計調査』の個票データを用いて～」、The Society for Economic Studies The University of Kitakyusyu Working Paper Series No.2011-10
- 『家計調査』貯蓄負債編の平成14年3月から平成15年12月までの月次個票データを用いた分析
- 平成15年の新証券税制は、株式・株式投信残高の増大に貢献

23

一体化の影響

- 金融商品間での税制の差異がなくなり、効率性、公平性が改善され、簡素な税制になる
- 損益通算の範囲拡大により、個人の税負担が軽減される
 - 是枝俊悟(2010)「株式投資の実効税率の現状とあるべき姿 損益発生時の課税の非対称性の対処について」大和総研、Legal and Tax Report 2010年11月2日

24

3. 残された課題と今後の展望

25

軽減税率(1)

- 軽減税率が家計の金融資産選択に与えた影響についての実証研究はまだ少ない
- 定性的な分析においては一致した結果が得られているが、定量的な分析において確定的な結果が得られていない

26

軽減税率(2)

- 軽減税率の廃止によって、法人税と所得税の二重課税の影響が拡大
- 法人税は、理論的には企業の資金調達行動、投資行動に影響
- 企業行動に対して中立的な法人税制の検討

27

日本版ISA(1)

- 日本証券業協会 「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書」、2012年12月
→名称認知度16.7%
- 野村総合研究所 「新投資優遇制度に関する意識調査」、2013年2月
→認知度23%

28

日本版ISA(2)

- マイナンバーの利用
- 非課税対象の拡大(公社債等)
- 制度の恒久化
- 日本版ISAが家計の金融資産選択に及ぼす影響についての実証研究

29

金融所得課税の一体化

- 金融所得課税の一体化が完全に実現しているわけではない
- 預貯金の利子の課税方式は、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)のまま
- いつ、どのように一体化をしていくのか

30